

第11回産業福祉常任委員会会議録

平成28年10月 6日（木）

開 会 午前10時30分

閉 会 午前10時56分

○会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

●保健福祉課

①ケアハウス指定管理候補者の決定について

②小清水赤十字病院透析患者の送迎について

●産業建設課

①二十一号橋補修工事の事業促進について

②農事研修施設（温室ハウス）の売却について

2. 次回委員会の開催について

3. その他

○出席委員（7名）

委員長	前 中 康 男	副委員長	池 下 昇
委 員	村 島 健 二	委 員	加 藤 健 次
委 員	河 口 高	委 員	堀 川 哲 男
委 員	伊 藤 忠 之	※議長	田 中 誠

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

■保健福祉課長	藺部 充	■福祉介護G総括主査	阿部 真也
■産業建設課主幹	永野 宏	■建設G総括主査	吉田 正彦
■建設G主査	酒井 隆宏		

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小 貫 信 宏
主 査	寺 岡 輝 美

●開会の宣告

○前中委員長

第11回産業福祉常任委員会を開催いたします。

○前中委員長

町から協議報告事項と言う事で保健福祉課から2点ほど提案されております。口頭説明ですけども、ケアハウス指定管理候補者の決定についての説明をよろしくお願いいたします。

保健福祉課長

○保健福祉課長

ケアハウスの指定管理者の候補につきましては、7月下旬より公募を行ってまいりましたが、この度候補者について決定いたしましたので、担当の方よりご説明申し上げます。

○前中委員長

総括主査。

○福祉介護G総括主査

それではケアハウスの指定管理候補者の関係でございますが、ケアハウス、軽費老人ホームの運営につきましては、7月の常任委員会において運営の方法を指定管理者によるものとし、町内の社会福祉法人に公募を行う旨をお伝えしております。

公募に対しまして、1法人が名乗りをあげていただいております。申し込みがあった社会福祉法人は、清里町社会福祉協議会であります。社会福祉事業への活動、理念、組織内での公募にかかる取り組み、現在者健きよさとの指定管理者としての実績等を踏まえまして精査行いました。そういったところ将来の指定管理者としての要件を伴っているということでありまして、今回平成28年10月4日付をもって、指定管理候補者として決定を行ったところです。今後は、現在進行しています施設の実施設計を含め、施設整備、運営の構築に、将来の指定管理候補者として意見をいただきながら進めていきたいと考えていたところでございます。以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただ今ケアハウスの指定管理候補者の決定についての説明がございました。各委員より質問受けたいと思います。何かございませんか。ありませんか。

次②ということで、小清水赤十字病院透析患者の送迎について。よろしく申し上げます、保健福祉課長。

○保健福祉課長

小清水赤十字病院より透析バスの運行をとりやめるということでお話がありまして、9月いっぱいということで、今後対応について検討し、ご報告を申し上げていたところですが、利用者さんの都

合により若干御説明したことと違ってまいりましたので、経緯などをこの度ご報告したいと思いません。担当よりご説明申し上げます。

○前中委員長

はい担当。

○福祉介護G総括主査

透析関係につきましては、9月末で人工透析のバスが終了するというので、これまでいろいろ説明差し上げてきました。対象者7名につきましてはの支援については、これまで取り組みを示してきました、具体的な取り組みには、これまでの委員会でもお伝えしておりますけれども、これまでのバス利用者3名にあっては3年間の時限ですけれども、戸口からのハイヤー送迎、それから自家用車等での通院者には交通費の助成事業への対象、それから清里高校のバスのルートを乗降活用という形で示させていただきます、それぞれ透析者の事情において対応を伺ってきたというところでございます。

今般廃止に伴いまして実施の状況でございますが、これからお伝えいたしますけれどもハイヤー送迎につきましては最終的に経過措置の対象でありました3名のうち2名が希望されて、昨日10月の5日から送迎を行っております。現在のところ1回ですけれども順調に行っているというふうに聞いています。自家用車の方につきましては10月からの対象につきましては難病者等の交通費助成の申請対象となってきますので、この後申請等によりまして助成を交通費等という形で給付を行うという形で考えているところでございます。清里高校のバスによります乗降は当初1名の希望がありました。その旨手配を進めておりましたが、先月中旬いよいよ乗車の申込確認最終ということで行いましたところ、現在は家族による送迎で対応したいという旨の返答がございました。このためバスの10月からの運行については保留をしているという状況でございます。バス事業者にあたってはその旨準備しておりますが、了承いただいているところでございます。

今後の対応につきましては、この対象者の動向等によりまして改めて活用関係を探っていききたいとこのように考えているところでございます。以上で状況説明終わります。

○前中委員長

ただいま小清水赤十字病院、透析患者の送迎についての説明がございました。各委員より質問を受けたいと思えますけれども、何かございませんか。よろしいですか。

○議長

自家用で通われる方とタクシーで、助成の内容はどういうもの。

○前中委員長

はい課長。

○保健福祉課長

ハイヤー送迎については要綱をお示ししましたとおり、費用の15%を負担をしていただくということで、これはそのとおりです。それから自家用車で通院をされる方については難病者等交通助成という事業の中で、これは小清水と清里町の場合がキロ30円ということで、世帯の収入、税額に応じ

て補助率が定まっていくということで、これまでの難病通院交通費助成と同じものです。それを適応させるということでありますのでご理解をいただきたいと思います。

○前中委員長

よろしいですか。他に何かございませんか。なければ保健福祉課関連を終わりたいと思います。ご苦労様でした。

○前中委員長

それでは産業建設課関連の提案が2件ほどあります。提案説明の方。産業課長がおられないんですけど、永野主幹。

○産業建設課主幹

本日産業建設課の案件2件ございますけども、それぞれ担当よりご説明いたしますので、ご協議のほどよろしく申し上げます。なお産業建設課長になりますけども、私用のため委員会欠席である事をご報告いたします。

○前中委員長

それでは①21号橋補修工事の事業促進について。提案説明よろしくお願いたします。吉田総括主査。

○建設G総括主査

21号橋補修工事の事業促進について御説明申し上げます。

まず資料といたしまして、1ページ目に21号橋の位置図の方を載せてございます。本町が管理する橋梁は平成28年4月1日現在で52橋。このうち建設後50年以上経過した橋梁は12%であり20年後には44%まで増加いたします。今後急速に増大する老朽化橋梁を計画的効率的に保全するため、平成25年2月に清里町橋梁長寿命化計画を策定したところであり、当該工事は策定した計画に基づき、21号橋の長寿命化とコストの縮減を図り将来にわたり安全、安心な道路網を確保するため、社会資本整備総合交付金を活用し補修工事を行うものであります。

当初予算段階では単年度での工事完了を目指しておりましたが、交付金が満額配当にならなかったこと、また本年度の諸経費率単価改定等により事業費が増額となったことから予定しておりました補修のうち伸縮装置の交換及び防護柵の交換のみを発注し、契約金額6千134万4千円について、6月定例会において契約の議決がなされたところであります。橋面防水、橋面舗装、支障補修、桁塗り替え、及び橋台、橋脚のひび割れ断面修復の行程につきましては、翌年度施行ということとしております。

現在施工に当たり、通行止めを実施しているところでありますが、このままでいきますと、期間は今年ほどではありませんが来年度についても規制の実施が必要となり、特に営農への影響が大きいことから交通規制を必要とする工手であります橋面防水、舗装工事について追加で交付金の要求を行い、交通規制が複数年とならないよう、追加工事の実施を考えております。しかし追加工事として入札による発注とした場合、最短でも11月の入札執行となり冬期施工等の理由により、工事費が増額となること、また工程上、伸縮装置の設置に手戻りが生じることを考慮しますと、一体的な工事とし

て現行工事を設計変更するのが最も効率的かつ経済的であると考えられます。

しかし、契約金額の変更においても議決が必要であり肯定的に議会を招集する時間的な猶予がないことから交付金の増額が認められた場合には、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による契約金額の変更を行い、その後同条第3項の規定により議会において承認を求め、事業促進及び早期交通解放を目指すものでございます。

現在変更契約金額7千363万4千400円。1千229万400円の増額を見込んでおります。これにつきましてはあくまでも追加の交付金の要求が満額認められた場合ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○前中委員長

ただ今21号橋補修工事についての提案説明が口頭でありました。各委員より質問を賜りたいと思ひます。何かございませぬか。はい加藤委員。

○加藤委員

追加で事業を行った場合は、工事期間の延長は無いんですか。それと交付金の最短での決定がいつなのか。この辺についてだけちょっと。

○前中委員長

はい担当。はいどうぞ。

○建設管理G主査

まず工期につきましてですが、工期延長はせずに予定どおり1月いっぱいの工期で考えております。それと交付金の交付の内示ですが10月の7日、明日の内示予定ということになってございます。

○前中委員長

よろしいですか。はい加藤委員。

○加藤委員

内示あって決定は同時という理解で良いわけですか。

○前中委員長

はい。実際の国からの交付決定っていうのは11月になるんですが、北海道から全道の調整の枠で清里町の枠ということで額がきますので、それをもって執行したいというふうに考えております。

○前中委員長

よろしいですか。

○勝又委員

工期の関係なんですが、結構皆さん言われているんでないかなと思うんだけど、この輸送繁忙期に向こう側から渡る橋って、あそこ4線橋ぐらいしかないんだよね。確かに補修工事で急ぐっていう

部分もあったんですけども、もう手がけてしまったものを議会もよくこんな忙しい時にあの橋工事やるのをよく決めたもんだなって言われるような部分もあるんですけども、何ていうか通る人たち輸送繁忙期ですから、理解求めてもらえるような部分の文書、そういう啓蒙も図ってほしいなと。たしかに今、東横道宮の方あっち回っているんです。結構な距離をまわるような格好なんだけど、そこらへんも含めてお願いしたいところですけど。

○前中委員長

はい主査。

○建設G主査

工期の決定につきましては、冬期施工になりますと、どうしても事業費等が増額になるというところで夏場の施工というところが経済的な観点では出てくるんですが、一応今回農協さんの方と事前協議いたしまして、一応お盆時期、麦の搬出時期については外すというところでの協議の上、8月17日からの通行止めということで事業を行なっているんですが、どうしても橋を通られる方は限定できませんので、個々に周知すると同意を求めるといのはなかなか難しいのかなというふうに考えております。その辺広報等でまたさらに周知等々していきたいなと思います。

○前中委員長

よろしいですか。他何かありますか。②農事研修施設の温室ハウスの売却について説明お願いいたします。

○産業建設課主幹

本件の経緯でございますけれども、8月広報にて周知しまして、申し込みが1件あったところでございますけれども、見積もり合わせの辞退をされたということになりましたので、改めて9月15日発行のお知らせにて再度周知させていただくところでございます。

今回の申し込み状況でございますけれども1件ございまして先月30日に、見積もり合わせを実施したところでございます。見積もり合わせの結果でございますけれども最低落札価格に近い金額で決定したところでございまして、落札者につきましては波多野実氏とさせていただきます。波多野氏におかれましては、今後11月30日までに売却物を解体撤去していただくというところになります。以上で報告を終わります。

○前中委員長

ただいま農事研修施設温室ハウスの売却について口頭説明がありました。各委員、何か質疑あれば受けたいと思いますけども。よろしいですか。全体を通して、再度ですけど。何かあれば。池下委員。

○池下副委員長

この案件とはちょっと関係ないんですけど。産業建設課にちょっと関係あるかなと思ひまして、ちょっとお話しさせていただきたいんですけど。

今日課長がおられないんですけど実は羽衣のセブンイレブンから高校等通学に通うあの通りが、実は通学道路ではないというふうには理解していたんですけども、非常に子どもたちがあの道路を通

て16号を渡っていくっていう近隣の町民の方からいろいろとお話がありまして、町の方から警察の方も関係してくるんですけども、ぜひ横断歩道をつけたいということが話されたんですけども、建設課の方ではそういった依頼というか、そういうことに関しては直接そっちの方で話是可以できるんでしょうかね。

○前中委員長

建設課も絡んでくる。町民課も絡んでくるので、あとでいいですか。改めて。

○池下副委員長

中々答弁できないと思う課長が戻って来てから。

またそれと、もう1点あるんですけど。実は先日8月ですね。台風が3つも4つも来ましてうちの町の農業被害もたくさん出た。それによって農地関係に関しては町の方からも補助金出しているんですが、実は羽衣南地区の通りで花緑ということていろいろと花を植えている部分があって、その中に街路樹が何本か植わっているのが、台風によって街路樹が折れたと。それによって個人の車庫が壊れたと。一部損傷ですね。それに対して実は建設課長に相談をしたらしいですけども、これに対して補助金とかそういう話が全くなって「どうもすみません、申しわけなかったです。」で済んじゃったって話なんですけども。これ町の花緑事業でやっているってということもあると思うのですが、町が管理して委託しているところにそういった街路樹の撤去とかそういうこともお願いしてやったんですけども、実はそういうふうには被害が出たということが、町中でもありましたので、これに対する補助金はどういうふうを考えているのか。農地被害に対する補助金はやっているんですけど、町中でも実際そういう被害がこの台風によって起こったということに関して、町はどういうふうに対処していこうと思っているのか。これが例えば街路樹が車庫ではなくて住宅に直撃してガラス等が割れたとか、それによって子どもが怪我をしたとか、そういうふうなことも十分考えられるので、そのへんはどういうふうに対処していくのかっていうのを、今日課長がいないので中々答弁もできないのかなと思いますけど。

○産業建設課主幹

ただ今の御質問でございますけども、街路樹の管轄につきましては当課産業建設課でございますけれども今後その補助対策についてどう考えているかという部分については、今すぐ回答できるものがございませんので、また後ほど調べまして、課長と協議して方向性について協議していきたいというふうに思います。

○前中委員長

産業建設課の方で協議してまた説明の方よろしくお願ひいたします他に何かございませんか。なければ次回の御苦労さまです。

○前中委員長

2. 次回の委員会の開催について。局長。

○議会事務局長

次回の委員会につきましては、11月21日でございます。

○前中委員長

3. その他、委員の方でその他ございませんでしょうか。
無ければ、事務局から。

○議会事務局長

ございません。

●閉会の宣告

○前中委員長

それでは、第11回産業福祉常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時56分)